

■他都市におけるオンライン会議の開催方法の特例について(R5.9.1現在)

政令市		開催可否	開催方法の特例							改正時期
			感染症のまん延防止			災害の発生	育児・介護	その他 (やむを得ない理由)	条文	
			コロナのみ	コロナ・その他 重大な感染症	重大な感染症					
1	札幌市	×								
2	仙台市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合	R4年3月
3	さいたま市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延の予防措置の観点から又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	R3年11月
4	千葉市	×								
5	川崎市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合	R4年4月
6	横浜市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるとき	R4年2月
7	相模原市	○	—	—	●	●	—	—	重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難であると認めるとき	R5年3月
8	新潟市	×								
9	静岡市	×								
10	浜松市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるとき	R4年7月
11	名古屋市	×								
12	京都市	×								
13	大阪市	○	—	—	●	●	●	●	重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合	R5年6月
14	堺市	○	●	—	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるとき	R3年2月
15	神戸市	○	—	—	●	●	—	—	重大な感染症のまん延防止の措置の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所への招集が困難と判断される実情がある場合	R3年6月
16	岡山市	○	—	—	●	●	—	—	重大な感染症のまん延又は災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	R5年3月
17	広島市	×								
18	北九州市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	R4年12月
19	福岡市	×								
20	熊本市	○	●	—	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるとき	R2年12月
計		12	2	6	4	10	1	1		

参考	開催可否	開催方法の特例							改正時期
		感染症のまん延防止			災害の発生	育児・介護	その他 (やむを得ない理由)	条文	
		コロナのみ	コロナ・その他 重大な感染症	重大な感染症					
熊本県	○	●	—	—	—	—	●	新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるとき	R4年3月